

THE STARTUPS MEMBERSHIP 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

「THE STARTUPS MEMBERSHIP」と称する。

第 2 条 (事務所所在地)

THE STARTUPS MEMBERSHIP は、THE STARTUPS 株式会社 が運営し、事務所も同様、 THE STARTUPS 株式会社 内 (所在地：東京都千代田区平河町 2-5-3) に置く。

第 3 条 (会員規約)

1. 本会員規約 (以下「本規約」という) は、THE STARTUPS MEMBERSHIP の会員に適用される基本的な事項を定めるものとする。
2. 本規約第 6 条 2 項に基づき THE STARTUPS MEMBERSHIP に入会申込みを行った者は、本規約の定め同意したものとみなす。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 (目的)

THE STARTUPS MEMBERSHIP は、次世代の世界を担うスタートアップ企業また起業家や経営者の支援・育成・PR の為 に設立し、当コミュニティで様々な人とのお会いから生まれる学びを通じて、更なる事業の発展又は新たな事業の構築を 目指すことを目的とする。

第 5 条 (事業)

1. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、前条の目的を達成するため、次の事業 (以下総称して「本事業」という) を行 う。但し、THE STARTUPS MEMBERSHIP は、自らの裁量により本事業内容を変更することができるものとし、この場 合、Web ページへの掲載、または E メール若しくは SMS 等の電磁的方法により会員に対して通知する。会員は当該変更 に対して異議を述べないものとする。

- (1) 「Startup GRIND TOKYO」 Keynote
- (2) 「Startup GRIND TOKYO」 Fireside Chat
- (3) 「Startup GRIND TOKYO」 Networking
- (4) 「THE STARTUPS MEMBERSHIP Incubator」 Mentoring
- (5) 「THE STARTUPS MEMBERSHIP Incubator」 Matching
- (6) 「THE STARTUPS MEMBERSHIP Incubator」 Special Event (不定期)

※ 「Startup GRIND TOKYO」は、米国法人 Startup Grind, Inc. の独占的ライセンスである WH クリエーション・イंक社 から THE STARTUPS 株式会社 が独占的に運営を委託している事業である。

2. 本事業のうち、各会員に対して提供する事業は、別途 THE STARTUPS MEMBERSHIP が定める年会費額とそれらに 対応する事業内容に基づき、次条に定める入会手続において会員ごとに定めるものとする。

第 3 章 (会員)

第 6 条 (会員)

1. 会員は、THE STARTUPS MEMBERSHIP の主旨に賛同する者で、原則として 20 歳以上の個人事業主、法人役員若し は執行役員、又はこれらに就任予定の者で、自らの事業のために入会を希望する者に限るものとする。 また、入会の承認は THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局に一旦し、承認されなかった場合の理由等は一切開示 しないものとする。
2. 会員として入会を希望する者は、THE STARTUPS MEMBERSHIP が定める入会申込書に所定の事項を記入の上、所 定の関係資料とともに、THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局に提出して申し込むこととする。
3. ネットワークビジネス (連鎖販売取引) 若しくは情報商材販売に関わる者、その他法律で禁止されている行為や公序良 俗に反する行為が発覚した場合、直ちに当該会員の会員資格を中断または取り消すことができるものとする。また、会員資 格が取り消された場合、当該会員は、THE STARTUPS 株式会社に対する未払金の全額を直ちに支払うものとし、また、 THE STARTUPS 株式会社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとする。

第 7 条 (年会費)

会員は、前条の入会手続において定めた提供事業の内容に基づき、THE STARTUPS MEMBERSHIP が定める、年会費を 納入しなければならない。

※年会費は、原則として入会時一括払いとし、THE STARTUPS MEMBERSHIP がその裁量により認める場合に限り分割 払いとすることができる。

※支払い方法は、銀行振込又はクレジットカード決済等による。

※年会費の対象期間は、会員の入会翌月 1 日 (入会日が 1 日のときは同日) より 1 年間とする。

※入会に際し身分証 (運転免許証・パスポート・学生証等) の写し及びその他 THE STARTUPS MEMBERSHIP が求める 資料等を提出する。

※ 年会費の全額支払いをもって入会完了とする (但し分割払いによるときは、THE STARTUPS MEMBERSHIP が別途 定める時点において入会完了とする。)

※銀行振込の場合、振込手数料は会員が負担するものとする。

※年会費は如何なる事由があっても返金しない。

※次年度から自動更新となり、初年度が終了する月の末日までに入会時に選択した支払い 方法にて、次年度年会費 (当該時点において THE STARTUPS MEMBERSHIP が定める金額とする。) を支払う。

THE STARTUPS MEMBERSHIP は会員に対して事前の通知を行う義務を負わない。なお、会員が更新を希望しない場合 は、初年度が終了する月の末日までに、運営事務局にその旨を申し出なければならない。

第 8 条 (変更の届け出)

会員は、氏名・住所・所属する団体・企業等の名称、及び連絡先を変更したときは、3 0 日以内に運営事務局に届け出な ければならない。

第 9 条 (禁止行為)

会員は、本規約に反する行為、及び以下の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 法令、条例その他の法規に違反する、もしくはそのおそれのある行為、またはそれに類似する行為。
- (3) 他の会員、第三者、又は THE STARTUPS MEMBERSHIP の知的財産権を侵害する行為、名誉を侵害する行為、 およびプライバシー権、肖像権、その他一切の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
- (4) THE STARTUPS MEMBERSHIP または第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行 為、クラッキング行為、アタック行為、またはこれらに類似する行為。
- (5) 他の会員に対して、ネットワークビジネス (連鎖販売取引) 若しくは情報商材の販売又は勧誘行為。
- (6) 本事業と同一若しくは類似の事業を行うか、又はこれらに関与すること
- (7) その他 THE STARTUPS MEMBERSHIP が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為。

第 1 0 条 (個人情報取り扱い)

1. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、会員の個人情報を下記の利用目的、またはその他取得の際に示した利用目的の 範囲内で、適切に取り扱うものとする。

- (1) 会員に対する本事業の提供及びこれに付随する業務のため
- (2) 本事業内容の調査・改善や新事業の開発のため
- (3) 本事業内容、イベント等の案内のため
- (4) 会員からの問い合わせへの回答や連絡を行うため

2. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、会員の個人情報を、業務委託先以外の第三者に提供しない。ただし、会員の個 人情報を、米国法人 Startup Grind, Inc. に提供することは妨げられず、会員はこれに予め同意する。

3. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、あらかじめ会員の同意を得た場合、官公庁または法令に基づく開示請求がある 場合、その他特別な事情がある場合を除き、収集した会員の個人情報を、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第 三者に提供しない。但し、 THE STARTUPS MEMBERSHIP サイトへのアクセス情報、利用者属性、その他の情報につ

いて、個人を特定できない統計的な情報として公表することができる。

4. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、会員が自己の個人情報について、開示・訂正・削除等を求めた場合は、本人で あることを確認のうえ、速やかに対応する。

5. 会員の個人情報についての問い合わせ窓口は、以下のとおりとする。

THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局

THE STARTUPS 株式会社 内

住所：東京都千代田区平河町 2-5-3

E メールアドレス：info@startupgrind.jp

第 1 1 条 (秘密保持)

会員は、THE STARTUPS MEMBERSHIP の書面による事前の承諾なく、本事業に関連して知り得た THE STARTUPS MEMBERSHIP 若しくは第三者の業務上、技術上、その他一切の秘密情報又は他の会員の個人情報を公表、漏洩、若しくは 第三者へ開示、又は会員としての利用以外の目的に使用してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については この限りではない。

- (1) 受領時に、既に公知の情報
- (2) 受領時に、既に会員が適法に保有していた情報
- (3) 受領後、会員の責めによらず公知となった情報
- (4) 受領後、会員が正当な権限ある第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- (5) 会員が単独で開発又は作出した情報

第 1 2 条 (権利帰属)

1. THE STARTUPS MEMBERSHIP が会員に対して提供するサービス (情報、テキスト、画像、及び動画等を含むがこれら に限らない。) に関する著作権その他すべての知的財産権は、THE STARTUPS MEMBERSHIP またはこれに対して使用 許諾している権利保持者に帰属する。会員は、THE STARTUPS MEMBERSHIP またはこれに対して使用許諾している権利 保持者の許諾を得ることなく、複製、公開、公衆送信 (自動公衆可能化を含みます)、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他 著作権法に定める一切の使用をすることはできない。

2. THE STARTUPS MEMBERSHIP が使用する商標、ロゴ、およびサービスマークは、THE STARTUPS MEMBERSHIP または THE STARTUPS 株式会社 に対して使用許諾している権利保持者に帰属する。THE STARTUPS MEMBERSHIP は、本規約により利用者に対し、当該商標、ロゴ、およびサービスマークを譲渡し、または使用許諾するものではない。

3. 会員が、前 2 項に違反したことにより、紛争、請求またはクレームが発生した場合、会員は、専ら自己の費用と責任に おいて問題を解決するものとし、THE STARTUPS MEMBERSHIP に対して迷惑や損害を与えてはならない。

第 1 3 条 (地位譲渡等禁止)

会員は、その会員としての地位その他、THE STARTUPS MEMBERSHIP に対する権利を、第三者に譲渡または、買入その 他担保に供してはならない

第 1 4 条 (表明及び保証)

会員は、自己が反社会的勢力 (犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に おいて定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ。) に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないこ とを表明し、保証する。

第 4 章 (運営)

第 1 5 条 (運営事務局)

THE STARTUPS MEMBERSHIP は、 THE STARTUPS 株式会社 が管理・運営する。

第 1 6 条 (言語)

THE STARTUPS MEMBERSHIP の運営、イベント及び会員への通知等はすべて日本語で行うものとする。

第 1 7 条 (免責)

第 5 条に定める事業において、THE STARTUPS MEMBERSHIP は会員への情報交換、相互交流、事業活動全般の援助を行 うのみであり、経済的利益を保証するものではない。

また、THE STARTUPS MEMBERSHIP の目的および事業以外での会員間のトラブル等については、THE STARTUPS MEMBERSHIP は一切の責任を負わないものとし、会員間で解決しなければならない。

第 5 章 (除名及び退会)

第 1 8 条 (除名)

1. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、当該会員を 除名することができる。

(1) 本規約に違反し、THE STARTUPS MEMBERSHIP が相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、当該違 反を是正しないとき

(2) 第 6 条に定める会員資格を有さないか、又は入会にあたり THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局に対して提出 した関係資料等が虚偽のものであることが判明したとき

(3) 第 1 4 条に定める事項に違反していることが判明したとき

(4) その他本規約に基づく契約を継続したい重大な背信行為を行ったとき

2. THE STARTUPS MEMBERSHIP が、前項に基づき解除を行った場合、既に支払われた年会費は一切返還しない。ま た、年会費の未納分及び、参加したイベントの未納会費について会員の支払義務は一切免れないものとする。

第 1 9 条 (退会)

会員は、THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局に対して書面による退会の意思表示を行い、THE STARTUPS MEMBERSHIP の承認を受けることにより退会することができる。但し、この場合、すでに支払われた年会費は一切返還し ないものとする。また、年会費の未納分及び、参加したイベントの未納会費について会員の支払義務は一切免れないもの とする。

第 6 章 (本規約の変更)

第 2 0 条 (本規約の変更)

1. THE STARTUPS MEMBERSHIP は、円滑な運用のため、自らの裁量により、会員への事前予告なく本規約の全部また は一部を随時追加、変更、削除 (以下「変更等」といいます) することができるものとする。

2. 本規約の変更等は、THE STARTUPS MEMBERSHIP のウェブサイトへの掲載、または E メール若しくは SMS 等の電 磁的方法により会員に対して通知するものとし、THE STARTUPS MEMBERSHIP が効力発生時を指定しない限り、通知の 時点から効力を有するものとする。会員は当該変更に対して異議を述べないものとする。

第 7 章 (その他)

第 2 1 条 (準拠法)

本規約並びにその他 THE STARTUPS MEMBERSHIP 及び会員間における一切の法律関係については、日本国法を準拠法 とし、同法にしたがって解釈されるものとする。

第 2 2 条 (管轄裁判所)

THE STARTUPS MEMBERSHIP と会員間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としま す。

THE STARTUPS MEMBERSHIP 運営事務局

THE STARTUPS 株式会社 Incubator 運営事務局

2 0 1 7 年 6 月 1 日制定